主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由第一点の論旨は、事前に取締役会招集手続省略の同意があつたと主張し、 従つて招集手続を経るを要しなれけであるが、原判決にはこの点の判断を欠いた違 法があると主張する。しかし、原判決の引用する第一審判決は、かかる同意のあつ た事実を認めえないと判断したものであることは、判決理由自体から十分窺知する ことができる。それ故、論旨は採ることをえない。同第二点における所論続行申請 の却下は、記録上の径過からみても、所論の関係からみても、別段違法と認めなけ ればならぬものではない。論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎